

▶間違いやすいポイント！
 ✓本申請ができるのは、地域公共交通会議 or 福祉有償運送運営協議会で
 “協議が調ってから”です
 ✓この日付(申請日)は、「9. 添付書類」の「(3)地域公共交通会議等
 において協議が調ったことを証する書類」の作成日よりもあとの日付に
 なっていることを確認してください

様式第2-2号

令和7年4月1日

栃木県知事 様

名 称 特定非営利活動法人県庁サービス
 住 所 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20
 代表者の氏名 代表理事 栃木県太郎

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
 名称：特定非営利活動法人県庁サービス
 住所：栃木県宇都宮市塙田 1-1-20
 代表者の氏名：代表理事 栃木県太郎

2. 登録番号

栃木県福第99号

▶メモ(登録番号について)
 ✓現在交付を受けている「登録証」を確認の上、登録証に記載されている登録番号を転記してください

3. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

▶メモ(運送の区域の考え方について)
 ✓運送の区域は、市町単位で記載してください
 ✓運送をする旅客(利用者)の、“乗車する市町域”と“降車する市町域”が異なる場合は、その両方の区域を記載してください

4. 運送の区域

| 区 域 | 備 考 |
|--------------|-----|
| 宇都宮市、鹿沼市、壬生町 | |

5. 事務所の名称及び位置

| 事務所の名称 | 位 置 |
|-----------------------|------------------|
| とちぎパブリックトランスポーションセンター | 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 |

▶メモ(事務所が複数ある場合の記載の仕方について)
 ✓自家用有償旅客運送を行う事務所が複数ある場合は、“行を追加”して、それぞれ記載してください

▶メモ（事務所が複数ある場合の記載の仕方について）

✓自家用有償旅客運送を行う事務所が複数ある場合は、“行を追加”して、それぞれ記載してください

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

| 事務所の名称 | 所有区分 | 寝台車 (軽) | 車いす車 (軽) | 兼用車 (軽) | 回転シート車 (軽) | セダン等 (軽) | 合計 (軽) |
|------------------------------------|------|------------|-------------|------------|---------------|-------------|------------|
| とちぎパブリック トランスポー ーションセン ター | 所有 | () | 2 (1) | () | () | 2 (0) | 4 (1) |
| | 持込 | ※ () | ※ () | ※ () | ※ () | 2 (1) | 2 (1) |
| | 合計 | () | 2 (1) | () | () | 4 (1) | 6 (2) |

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

| | | |
|---|---|---|
| ○ | イ | 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者 |
| ○ | ロ | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 |
| ○ | ハ | 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 |
| ○ | ニ | 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 |
| ○ | ホ | 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 |
| | ヘ | 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号のる基準（基本チェックリスト）に該当する者 |
| ○ | ト | その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者 |

行うものに○を付すものとする。

▶間違いやすいポイント！

✓「9. 添付書類」の「(10)運送しようとする旅客の名簿」として添付する「参考様式第八号(旅客の名簿)」の記載と整合するようにしてください

7. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

別紙参照

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

(1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿

様式第3号

(2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類

(3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

(4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

(5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類

(6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

(7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

(8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

(9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

(10) 運送しようとする旅客の名簿

様式第2-5号

✓本資料は、関係市町(地域公共交通会議 or 福祉有償運送運営協議会)が作成する資料です。

✓上記会議の終了(協議が調った)後、関係市町から交付を受けてください

参考様式第1号、自動車検査証(写) or 自動車検査証記録事項(写)

※持込車両がある場合は、「自家用自動車の提供と使用に関する契約書(写)」を添付

様式第4号、参考様式第0号、運転免許証(写)、福祉有償運送講習修了証(写)など

様式第6号、様式第7号、運行管理に係る運行管理者資格証(写) or 基礎講習修了証(写)など

自動車保険証券(写) ※全車両分

様式様式第八号

・身体状況等、態様ごとの会員数
・旅客の名簿

▶メモ（登録証の返納について）

✓上記の「9. 添付書類」には記載がありませんが、更新・変更に伴い、新たな「登録証」の交付を受けようとする場合、現在交付を受けている「登録証(原本)」を添付してください

令和7年3月1日

▶市町の皆様へのお願い（本書の作成にあたってのチェックについて）

- ✓福祉有償運営協議会で修正等が必要であるとの意見が付されているにもかかわらず、申請者において必要な修正等がなされないまま本番の申請書が提出されるケースが非常に多くなっています。
- ✓市町の皆様におかれましては、申請者が当該意見に基づく必要な修正等を完了していることをチェックリスト（※栃木県作成の任意様式）を活用するなどして確認の上、本書類（様式第2-5号）を作成及び交付されるようお願いいたします。

栃木県知事様

▶間違いやすいポイント！

- ✓本書類（様式第2-5号）は、市町が栃木県知事あて提出する書類になります。
- ✓申請者は、写しではなく、市町から交付を受けた**原本を提出**してください。

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種類

福祉有償運送

▶メモ（作成日が適正であるかについて）

- ✓本番の申請に先立ち開催された地域公共交通会議 or 福祉有償運送運営協議会で“協議が調った日”以降の日付であることを確認してください

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

（名称）〇〇市福祉有償運送運営協議会

（対象市町村）〇〇市

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

令和7年3月1日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

名称：特定非営利活動法人県庁サービス

住所：栃木県宇都宮市塙田1-1-20

代表者の氏名：代表理事 栃木県太郎

5. 調った協議の内容

(1) 運送の区域

宇都宮市、鹿沼市、壬生町

(2) 旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）

別紙のとおり ←

▶間違いやすいポイント！

- ✓様式第2-2号（申請書）にも同じ書類を添付するケースが多く、この場合、本資料（様式第2-5号）への添付が省略されてしまうケースが多くなっています
- ✓「別紙のとおり」とする場合は本資料にも添付を忘れないように注意してください

(3) 運送しようとする旅客の範囲

| | | |
|---|---|--|
| ○ | イ | 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者 |
| ○ | ロ | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 |
| ○ | ハ | 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 |
| ○ | ニ | 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 |
| ○ | ホ | 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 |
| | へ | 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者 |
| ○ | ト | その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者 |

6. その他特記事項

なし

令和7年3月1日

（協議会等の名称）〇〇市福祉有償運送運営協議会

会長 〇〇〇〇

※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、対象市町村の長

▶申請書等（新規→更新→変更→軽微な変更）の作成にあたり修正等が必要な事項に対するチェックリスト

※本書は、申請者が必要な修正等を完了したことを確認の上、様式第2-5号（協議が調ったことを証する書類）に添付して、申請者に交付してください。

| No. | 対象書類 | 修正等を要する内容 | 申請者の対応完了を確認した日 | 対応状況 |
|-----|-----------------------------|--|----------------|------|
| 1 | 様式第2-2号（更新登録申請書） | 項目「6.事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数」の「事務所の名称」欄の記載が事務所名ではなく、申請者名「特定非営利活動法人県庁サービス」になっています。 →事務所名を修正した上で、様式第2-2号「更新登録申請書」を再提出してください。 | 3/5 | ○ |
| 2 | 様式第2-2号（更新登録申請書） | 項目「6.運送しようとする旅客の範囲」の該当区分が、参考様式第八号「旅客の名簿」の該当区分と一致しません。 →両書類を再度確認し、正しい記載となるよう修正し、様式第2-2号「更新登録申請書」を再提出してください。 | 3/5 | ○ |
| 3 | 様式第2-2号（更新登録申請書） | 「9.添付書類」について、現在交付を受けている「登録証（原本）」の添付が漏れています。 →登録証（原本）を提出してください。 | 3/5 | ○ |
| 4 | 様式第3号（宣誓書） | 例① 作成日が、申請書（様式第2-2号）（案）の日付より半年以上も前の日付になっています。 →申請書（案）の作成作業に着手した日以降の日付であって、福祉有償運営協議会の開催日までの適当な日付に修正してください。 | 3/5 | ○ |
| 5 | 参考様式第イ号（自家用有償運送に使用する車両の一覧） | ・番号1の乗車定員欄の記載が、自動車検査証記録事項の記載（乗車定員4人）と異なります。 →当該記載を「3」から「4」に修正した上で、参考様式第イ号「自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧」を再提出してください。 | 3/5 | ○ |
| 6 | 参考様式第イ号（自家用有償運送に使用する車両の一覧） | ・番号3の使用者名の記載が、自動車検査証記録事項の記載と異なります。 →当該記載を「○○○○（※車検証の使用者名欄の氏名を転記）」に修正した上で、参考様式第イ号「自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧」を再提出してください。 | 3/5 | ○ |
| 7 | 自動車検査証（自動車検査証記録事項）の写し | ・参考様式第イ号（車両の一覧）番号3の自動車検査証記録事項の「有効期間の満了する日」が「令和7年3月1日」となっており、福祉有償運営協議会の開催時点（令和7年3月15日）で有効期間が切れています。 →有効期間が切れていないことを確認できる自動車検査証記録事項等の写しを提出してください。 | 3/5 | ○ |
| 8 | 様式第4号（運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿） | ・住所が運転免許証の記載と一致しません →様式第4号の住所欄の記載を修正し、再提出してください。 | 3/5 | ○ |
| 9 | 様式第4号（運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿） | ・1種免許のうち、番号4○○○○の講習修了証（または介護福祉士登録証）の添付がありません。 →講習修了証等の書類を提出してください。 | 3/5 | ○ |
| 10 | 運転免許証の写し | ・「運転免許証」2名分（参考様式第ロ号の番号1、番号5）について、福祉有償運営協議会の開催時点（令和7年3月15日）で有効期間が切れています。 →2名分の有効期限が切れていない運転免許証（写）を提出してください。 | 3/5 | ○ |

栃木県知事 様

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和7年2月15日

| | |
|--------|------------------|
| 名 称 | 特定非営利活動法人県庁サービス |
| 住 所 | 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 |
| 代表者の氏名 | 代表理事 栃木県太郎 |

▶ 参考

【道路運送法第79条の4（登録の拒否）第1項】

- 第1号 申請者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者であるとき
- 第2号 申請者が第79条の12の規定による登録の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該取消しの日から2年を経過していないものを含む。）であるとき
- 第3号 申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前二号又は次号のいずれかに該当する者であるとき
- 第4号 申請者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき

▶ メモ（宣誓書の作成日について）

- ✓ 「申請書（案）の作成に着手した日よりもあとの日付になっているか」
- ✓ 「申請書（様式第2-2号）に記載した申請日よりもあとの日付になっていないか」

※宣誓書（様式第3号）の作成日が、上記の日付になっているかどうか確認してください

- 【例】「申請書（案）の作成着手日 = 令和7年2月1日」
「申請書（様式第2-2号）の申請日 = 令和7年4月1日」の場合
宣誓書（様式第3号）の作成日 ○ 令和7年2月15日（※申請書（案）の作成着手日2/1よりも後の日付なので OK）
" × 令和7年4月2日（※申請書（様式第2-2号）の申請日4/1よりも後の日付なので NG）

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

特定非営利活動法人
県庁サービス

| 番号 | 自動車登録番号 又は 車両番号 | 乗車定員 (人) | 所有者名 | 使用者名 | 備考 |
|----|--|-------------|---------------------|---------------------|---------------|
| 1 | 宇都宮530あ100 | 8 | 特定非営利活動法人 県庁サービス | 特定非営利活動法人 県庁サービス | 車いす車 |
| 2 | 宇都宮880い209 | 4 | 特定非営利活動法人 県庁サービス | 特定非営利活動法人 県庁サービス | 車いす車(軽) |
| 3 | 宇都宮502え4007 | 8 | 特定非営利活動法人 県庁サービス | 特定非営利活動法人 県庁サービス | セダン等 |
| 4 | 宇都宮502お5006 | 5 | 特定非営利活動法人 県庁サービス | 特定非営利活動法人 県庁サービス | セダン等 |
| 5 | 宇都宮530か6005 | 4 | 自家用花子 | 自家用花子 | セダン等 持込 |
| 6 | 宇都宮530き7004 | 4 | 埴田五郎 | 埴田五郎 | セダン等(軽) 持込 |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | <p>▶ メモ</p> <p>✓ 上記の記載事項について、各車両の「自動車検査証」or「自動車検査証記録事項」等の記載内容と一致していることを確認してください</p> | | | | |
| 10 | | | | | |
| 11 | | | | | |
| 12 | <p>▶ 間違いやすいポイント!</p> <p>✓ 持込車両の場合、「使用者名」に当該持込車両を運転する予定の「運転者名」を記載するケースが多く見受けられます</p> <p>✓ 左記メモのとおり、「使用者名」には当該車両の「自動車検査証」の使用者として記載されている者を記載してください</p> | | | | |
| 13 | | | | | |
| 14 | | | | | |
| 15 | | | | | |
| 16 | | | | | |
| 17 | | | | | |
| 18 | | | | | |
| 19 | | | | | |
| 20 | | | | | |

福祉有償運送に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書

特定非営利活動法人 **県庁サービス**（以下「甲」という。）は、福祉有償運送の実施のため、運転者またはその同居親族等（以下「運転者等」という。）が提供する自家用自動車（以下「提供車両」という。）の使用にあたって、運転者等との間に次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 この契約は、甲が行う福祉有償運送について、運転者等が所有する次の自家用自動車の提供および使用に関して必要な事項を定める。

（1）令和〇年式 ×××（車両登録番号 ××） 1台

（目的）

第2条 運転者等は、甲が行う福祉有償運送の実施に対し、利用会員が外出の際の困難や不安を解消し、通院等の利便性や社会参加の促進が図られることを目的に、所有する自家用自動車を提供する。

（用語の定義）

第3条 この契約書における用語の意義は次のとおりとする。

- （1）運転者 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の16の規定を満たしかつ自らの自家用自動車を提供して甲の運転者として登録する者
- （2）利用会員 道路運送法施行規則第49条第3項に定める者

（損害の負担）

- 第4条 甲は、提供車両を使用して行う福祉有償運送の管理および運営、特に事故発生、苦情等への対応について、道路運送法施行規則に基づき責任を負うものとする。
- 2 提供車両の毀損、盗難、紛失、火災、被詐取その他一切の事故によって生ずるおそれのある損害に対する補填及び福祉有償運送の運転中の事故等に伴う事故の相手方と利用会員への補償については、提供車両にかけられている自賠責保険、任意保険、及び甲が加入する傷害保険を利用する。
- 3 〇〇は、提供車両が、事故を対象とする対人無制限、対物1,000万円以上の損害賠償責任保険契約もしくは損害賠償責任共済契約を締結していること及び当該契約が福祉有償運送による事故の際も適用となることを確認した上で使用することを承諾する。

（管理責任）

第5条 甲は、運転者等の承諾なく、提供車両の現状を変更してはならない。

- 2 甲は、提供車両を他に質入または第三者に貸与及び使用せしめる等法律上、事実上、運転者等を害する一切の行為をしてはならない。

3 甲は、提供車両の使用保管については、善良なる管理者の注意を用いなければならない。

(期間)

第6条 契約期間は、福祉有償運送の登録の有効期間とする。ただし、運転者の登録抹消、および、運転者等または甲のいずれかから解約の申し出があった場合はこの限りではない。

2 解約の申し出は、解約する日の1ヵ月以上前とする。

(その他)

第7条 この契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、運転者等と甲が協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年2月15日

甲

住所 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

名称 特定非営利活動法人県庁サービス
理事長 栃木 県太郎

特定非営利
活動法人
県庁サービス
理事長の印

運転者 住所 ○○市○○20-1-1

氏名 自家用 三郎

印

(使用する車両の所有者が、運転者の同居親族等である場合、以下に記載)

車両所有者(車検証記載上の使用者) 住所 ○○市○○20-1-1

氏名 自家用 花子

印

【 自動車検査証記録事項 】

▶間違いやすいポイント！

- ✓様式第2-2号（申請書）の申請日時点で、自動車検査証の有効期間が切れている自動車検査証記録事項（写）が提出されるケースが多くあります
- ✓これは、本番の申請前に開催される地域公共交通会議等 or 福祉有償運送運営協議会に提出した時点では有効であったものの、本番の申請前に車検が切れてしまい、本番の申請時にそのまま使用（添付）してしまっていることが原因です
- ✓**本番の申請時に、すべての車両の自動車検査証の有効期間が切れていないことを再度確認してください**

| A | | 記録年月日 | |
|---|--------------|---------------------|-------------|
| 自動車検査証記録事項 | | 令和 3年 5月 10日 | |
| | | 111210000001 | |
| 1. 基本情報 | | | |
| 自動車登録番号又は車両番号 | | 札幌 300 し 9999 | |
| 車両番号 | | R35-DSG-00001 | |
| 登録年月日/交付年月日 | 令和 3年 5月 10日 | 初年度登録年月 | 令和 3年 5月 |
| | | 有効期間の満了する日 | 令和 6年 5月 9日 |
| 2. 所有者・使用者情報 | | | |
| 所有者の氏名又は名称 | | 運輸 太郎 00100 | |
| 所有者の住所 | | 北海道札幌市東区北36条東1丁目753 | |
| 使用者の氏名又は名称 | | *** | |
| 使用者の住所 | | *** | |
| 使用の本拠の位置 | | *** | |
| 3. 車両詳細情報 | | | |
| 車名 | ニッサン | | (213) |
| 型式 | CBA-R35 | 原動機の型式 | VR38 |
| 自動車の種別 | 普通 | 用途 | 乗用 |
| | | 自家用・事業用の別 | 自家用 |
| 車体の形状 | 箱型 [001] | 乗車定員 | 4人 |
| | | 最大積載量 | -kg |
| 車両重量 | 1730kg | 車両総重量 | 1950kg |
| | | 長さ | 465mm |
| | | 幅 | 189mm |
| | | 高さ | 137mm |
| 前前軸重 | 940kg | 前後軸重 | -kg |
| | | 後前軸重 | -kg |
| | | 後後軸重 | 790kg |
| | | 総排気量又は定格出力 | 3.79ℓ |
| 燃料の種類 | ガソリン | 型式指定番号 | 15965 |
| | | 類別区分番号 | 0001 |
| 4. 備考 | | | |
| 【札幌】、新規登録 自動車重量税額 ¥49,200 【31年度税制】令和3年5月10日 新規登録 令和2年度燃費基準40%向上達成車 平成27年度燃費基準20%向上達成車 平成22年度燃費基準25%向上達成車 車両安定性制御装置搭載車 車側衝突警報装置搭載車 ハイブリッド車 平成10年騒音規制車、近接持騒音規制値 96db マフラー加速騒音規制適用車 【整備工場コード】41-00001 番号標再交付 以下余白 | | | |

▶メモ

- ✓参考様式第1号(自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧)へ転記

▶メモ(使用名が「*」の場合)

- ✓「*」の場合は、「所有者名」と同一の氏名を記載してください

▶メモ（運転免許証（写）の記載事項との整合について）

✓別に添付する各運転者の「運転免許証（写）」の記載事項と一致しているか確認してください

▶メモ（注意書きに記載のない区分について）

✓表外の注意書き※の1つ目では、「中型」の区分がありませんが、「中型」の区分に該当する場合は、「中型」と記載してください

様式第4号

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（**特定非営利活動法人県庁サービス**）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

| | 氏名 | 住所 | 運転免許の種類 | |
|---|--------|-------------|---------|----|
| | | | 区分 | 種類 |
| 1 | 交通 一郎 | 〇〇市〇〇1-1-20 | 中型 | 2種 |
| 2 | 公共 次郎 | 〇〇市〇〇1-20-1 | 中型 | 1種 |
| 3 | 自家用 三郎 | 〇〇市〇〇20-1-1 | 大型 | 1種 |
| 4 | 県庁 四郎 | 〇〇町〇〇1-1-20 | 中型 | 1種 |
| 5 | 栃木 県太 | 〇〇町〇〇1-20-1 | 大型 | 2種 |
| 6 | 埴田 五郎 | 〇〇町〇〇20-1-1 | 中型 | 2種 |
| 7 | | | | 種 |
| 8 | | | | 種 |

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

▶メモ（2種免許を保有していない1種免許の運転者について）

✓運転免許の種類が「1種」の運転者については、**国土交通大臣が認定する講習（※）の修了証 or 介護福祉士登録証等の添付が必要です**
【※主な講習】

- ・福祉有償運送運転者講習
- ・セダン等運転者講習 ※福祉自動車以外のセダン車両を運転しない場合は不要

自家用有償旅客運送に従事する運転者等の一覧

▶メモ (別様式の記載事項との整合について)
 様式第4号(運転者就任承諾書 兼 就任予定
 運転者名簿)の内容と一致していることを
 確認してください

自家用有償旅客運送者の名称

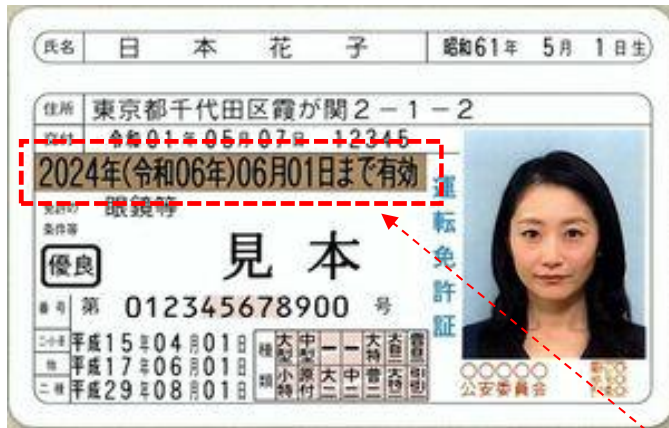
特定非営利活動法人
 県庁サービス

| 番号 | 氏名 | 住所 | 免許区分 | 免許の種類 | 備考 |
|----|--------|-------------|------|-------|----|
| 1 | 交通 一郎 | 〇〇市〇〇1-1-20 | 中型 | 2種 | |
| 2 | 公共 次郎 | 〇〇市〇〇1-20-1 | 中型 | 1種 | |
| 3 | 自家用 三郎 | 〇〇市〇〇20-1-1 | 大型 | 1種 | |
| 4 | 県庁 四郎 | 〇〇町〇〇1-1-20 | 中型 | 1種 | |
| 5 | 栃木 県太 | 〇〇町〇〇1-20-1 | 大型 | 2種 | |
| 6 | 埴田 五郎 | 〇〇町〇〇20-1-1 | 中型 | 2種 | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |
| 11 | | | | | |
| 12 | | | | | |
| 13 | | | | | |
| 14 | | | | | |
| 15 | | | | | |
| 16 | | | | | |
| 17 | | | | | |
| 18 | | | | | |
| 19 | | | | | |
| 20 | | | | | |

※特定自動運行の保安員は備考欄にその旨記載

【 運転免許証（写）】

- ✓住所変更などの有無を確認するため、表面のほかに裏面も必要
- ✓様式第2-2号（申請書）の申請日時点で、運転免許証の有効期間が切れていないかどうか確認してください。



| | |
|--|---------------------------------|
| 備考 | |
| <p>以下の部分を使用して臓器提供に関する意思表示をすることができます（記入は自由です）。 記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。 3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください》 【心臓・肺・肝臓・腎（じん）臓・脾（すい）臓・小腸・眼球】</p> | |
| （特記欄： | ） |
| | <p>《自書署名》 《署名年月日》 年 月 日</p> |

※上記見本の出典：警察庁 HP

▶間違いやすいポイント！

- ✓様式第2-2号（申請書）の申請日時点で、運転免許証の有効期間が切れている運転免許証（写）が提出されるケースが多くあります
- ✓これは、本番の申請前に開催される地域公共交通会議等 or 福祉有償運送運営協議会に提出した時点では有効であったものの、本番の申請前に運転免許証の有効期間が切れてしまい、本番の申請時にそのまま使用（添付）してしまっていることが原因です
- ✓本番の申請時に、すべての運転者の運転免許証の有効期間が切れていないことを一度確認してください

▶メモ（就任承諾書の作成日について）

- ✓「申請書（案）の作成に着手した日よりあとの日付になっているか」
 - ✓「申請書（様式第2-2号）に記載した申請日よりあとの日付になっていないか」
- ※就任承諾書（様式第6号）の作成日が、上記の日付になっているかどうか確認してください

【例】「申請書（案）の作成着手日 = 令和7年2月1日」
「申請書（様式第2-2号）の申請日 = 令和7年4月1日」の場合
宣誓書（様式第6号）の作成日 ○ 令和7年2月15日（※申請書（案）の作成着手日2/1よりも後の日付なのでOK）
// × 令和7年4月2日（※申請書の申請日4/1よりも後の日付なのでNG）

様式第6号

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（**特定非営利活動法人県庁サービス**）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

令和7年2月15日

▶メモ（運行管理の責任者を複数配置する場合について）

- ✓運行管理の責任者を複数配置する場合は、全員分の記載（承諾）が必要です。

住所 ○○町○○1-20-1
氏名 栃木 県太

住所 ○○町○○20-1-1
氏名 埴田 五郎

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

▶メモ（様式第6号に添付して特定書類を提出する必要がある場合について）

- ✓次のいずれかのケースに該当する場合は、書類の追加提出（様式第6号に添付）が必要です
【ケース1】乗車定員11人以上の車両 = 1台以上配置
【ケース2】乗車定員10人以下の車両 = 5台以上配置
→「**運行管理者資格証（写）**」or「**運行の管理に関する講習の修了証（写）**」の添付が必要
（参考：国土交通省 HP）<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03safety/dispatcher.html>
- ✓上記のケースに該当しない場合※は、本書類（様式第6号）のみの提出でOKです
※配置する車両 = 乗車定員10人以下の車両が4台以下の場合

▶間違いやすいポイント！

- ✓運行管理に係る有資格者の配置が不要な場合※は、“空欄”で大丈夫です
※配置する車両 = 乗車定員 10 人以下の車両が 4 台以下の場合
- ✓有資格者の配置が必要な場合は、「運行管理者」or「その他」のいずれかを記載してください

様式第 7 号

▶メモ（複数の事務所で運行管理が必要な場合）

- ✓事務所が複数ある場合であって、事務所ごとに運行管理の体制が異なるときは、本書類(様式第7号)をそれぞれ事務所ごとに作成してください

運送の主体（申請者名）

特定非営利活動法人県庁サービス

運行管理の体制等を記載した書類

▲事務所名（とちぎパブリックトランスポーションセンター）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

| No | 氏名 | 住所 | 資格の種類 | 委託 | 協力 |
|----|------|--------------|-------|----|----|
| 1 | 栃木県太 | 〇〇町〇〇 1-20-1 | 運行管理者 | | |
| 2 | 埴田五郎 | 〇〇町〇〇20-1-1 | その他 | | |
| 3 | | | | | |

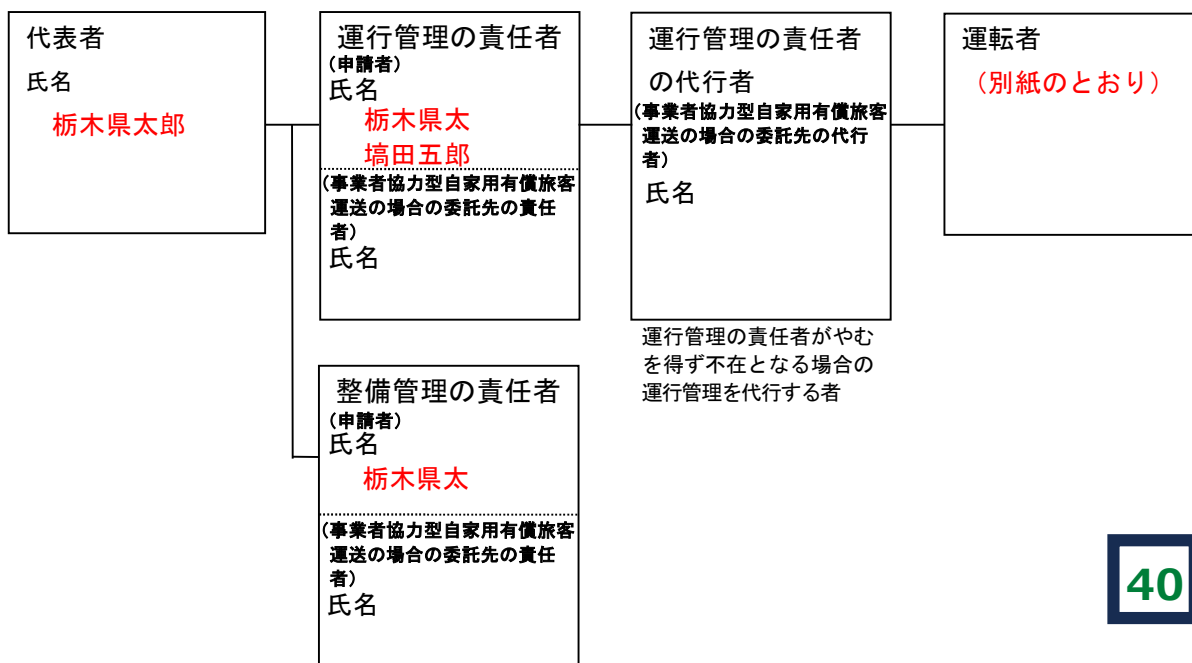
- 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 1 7 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 2 3 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

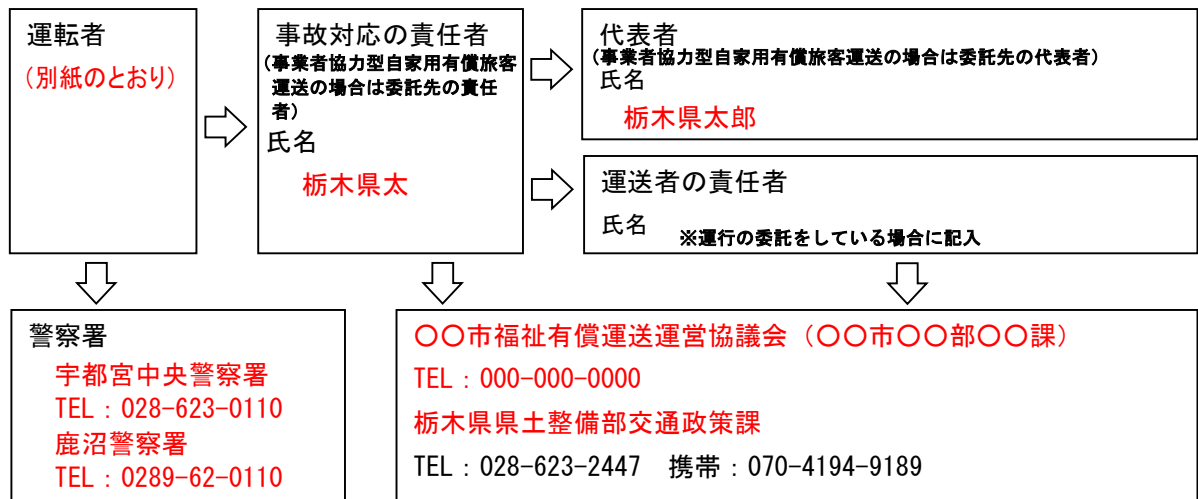
| No | 氏名 | 住所 | 協力 |
|----|------|--------------|----|
| 1 | 栃木県太 | 〇〇町〇〇 1-20-1 | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

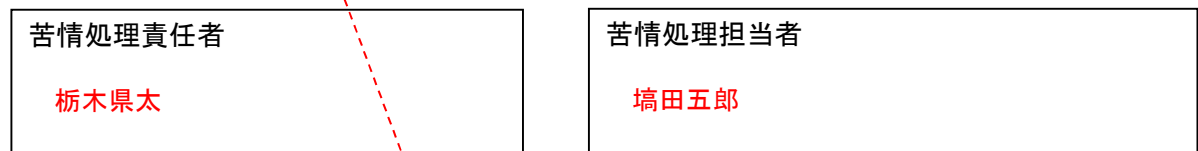
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



▶メモ (警察署欄の記載の仕方について)

✓申請書 (様式第 2-2 号) の「4. 運送の区域」に記載した区域 (市町) を管轄する警察署の名称と電話番号を記載してください

【参考】 栃木県警察 HP (警察署管轄一覧)

→<https://www.pref.tochigi.lg.jp/keisatu/n03/syoukai/kankatu.html>

▶ メモ（別様式の記載事項との整合について）
 ✓ 下表の「番号」（＝人数）と、別に作成する参考様式第八号（身体状況等、態様ごとの会員数）の記載内容（障害等の区分に応じた人数）と一致していることを確認してください
 ✓ 旅客（利用者）の「運送を必要とする理由」について、複数に該当する場合は任意のいずれか1つに「○」をつけてください。

（施行規則第51条の29関係）

参考様式第八号

旅 客 の 名 簿

（福祉用）

自家用有償旅客運送者の名称

特定非営利活動法人県庁サービス

| 番号 | 氏 名 | 住 所 | 入会年月日 | 運送を必要とする理由 | | | | | | 備考 | |
|----|------|-------|-----------|------------|---|---|---|---|---|----|---|
| | | | | イ | ロ | ハ | ニ | ホ | ヘ | | ト |
| 1 | 〇〇〇〇 | 〇〇市〇〇 | R2. 4. 1 | ○ | | | | | | | |
| 2 | 〇〇〇〇 | 〇〇市〇〇 | R2. 4. 1 | | | | ○ | | | | |
| 3 | 〇〇〇〇 | 〇〇町〇〇 | R2. 10. 1 | | | | ○ | | | | |
| 4 | 〇〇〇〇 | 〇〇市〇〇 | R2. 12. 1 | | ○ | | | | | | |
| 5 | 〇〇〇〇 | 〇〇市〇〇 | R3. 4. 1 | | | ○ | | | | | |
| 6 | 〇〇〇〇 | 〇〇市〇〇 | R3. 4. 1 | ○ | | | | | | | |
| 7 | 〇〇〇〇 | 〇〇町〇〇 | R3. 4. 1 | | | | | ○ | | | |
| 8 | 〇〇〇〇 | 〇〇市〇〇 | R3. 4. 1 | | | | | ○ | | | |
| 9 | 〇〇〇〇 | 〇〇町〇〇 | R3. 10. 1 | | | | | | | ○ | |
| 10 | 〇〇〇〇 | 〇〇町〇〇 | R3. 10. 1 | ○ | | | | | | | |
| 11 | 〇〇〇〇 | 〇〇町〇〇 | R3. 12. 1 | ○ | | | | | | | |
| 12 | 〇〇〇〇 | 〇〇町〇〇 | R3. 12. 1 | | | | | | | ○ | |
| 13 | 〇〇〇〇 | 〇〇市〇〇 | R4. 1. 15 | | | | ○ | | | | |
| 14 | 〇〇〇〇 | 〇〇市〇〇 | R4. 1. 15 | | | | ○ | | | | |
| 15 | 〇〇〇〇 | 〇〇町〇〇 | R4. 1. 15 | | | | ○ | | | | |
| 16 | | | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | | | |

- イ 身体障害者
- ロ 精神障害者
- ハ 知的障害者
- ニ 要介護認定者
- ホ 要支援認定者
- ヘ 基本チェックリスト該当者
- ト その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）

▶ メモ (別様式の記載事項との整合について)

✓ 下表の記載事項(人数)について、別に作成する参考様式第八号(旅客の名簿)の記載内容(旅客の範囲(障害等の区分)とその人数)と一致していることを確認してください

(施行規則第51条の29関係)

参考様式第八号

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

特定非営利活動法人県庁サービス

| 身体障害者 | | 人 数 | 要介護認定者 | | 人 数 |
|-------|--|-----|---------------|----|-----|
| 6 級 | | | 要 介 護 1 | 1 | |
| 5 級 | | | 要 介 護 2 | 2 | |
| 4 級 | | 2 | 要 介 護 3 | 1 | |
| 3 級 | | | 要 介 護 4 | 1 | |
| 2 級 | | 2 | 要 介 護 5 | | |
| 1 級 | | | 合計 | 5 | |
| 合計 | | 4 | 要支援認定者 | | 人 数 |
| 精神障害者 | | 人 数 | 要 支 援 1 | 2 | |
| 3 級 | | | 要 支 援 2 | | |
| 2 級 | | | 合計 | 2 | |
| 1 級 | | 1 | 基本チェックリスト該当者 | | 人 数 |
| 合計 | | 1 | 合計 | 0 | |
| 知的障害者 | | 人 数 | その他の障害を有する者 | | 人 数 |
| 軽 度 | | 1 | 肢 体 不 自 由 | 2 | |
| 中 度 | | | 内 部 障 害 | | |
| 重 度 | | | 知的障害 (認定者を除く) | | |
| 合計 | | 1 | 精神障害 (認定者を除く) | | |
| | | | そ の 他 | | |
| 合 計 | | 1 | 合 計 | 2 | |
| 総合計 | | | | 15 | |

▶間違いやすいポイント（登録証の添付漏れについて）

✓更新登録申請書には、現在交付を受けている「登録証（原本）」を添付してください
（道路運送法施行規則 第51条の10第2項、第51条の31）

様式第10号

交政第〇〇号

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

栃木県福第99号

（初期登録年月日：令和2（2020）年5月1日）

2. 登録の有効期間

令和4（2022）年5月1日から令和7（2025）年4月30日

3. 名称、住所、代表者の氏名

名 称：特定非営利活動法人県庁サービス

住 所：栃木県宇都宮市塙田1-1-20

代表者の氏名：代表理事 栃木県太郎

4. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

5. 路線又は運送の区域

宇都宮市、鹿沼市、壬生町

6. 登録に付す条件

別紙のとおり

▶間違いやすいポイント！（「別紙」の添付漏れについて）

✓「別紙」の添付漏れが非常に多いです

✓栃木県が交付する「登録証」は、別紙と対をなすものですので、添付を忘れないように気をつけてください

令和4（2022）年4月25日

栃木県知事 福田 富一

栃木県
知事印

道路運送法第 79 条の 3 の登録に付する条件について

道路運送法第 79 条の 3 の登録に付する条件は、次のとおりとする。

なお、条件に違反した事実が判明した場合は、登録を取り消すことがある。

- 1 運送は、「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」(令和 2 年 11 月 27 日付け国自旅第 317 号)の「4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保」に留意し、地域公共交通会議等での協議結果又は地域交通計画の記載内容に従うこと。
- 2 有効期間の更新の登録を行おうとする場合は、有効期間の満了する日の 2 か月前から有効期間の満了する日までの間に、運送する区域の地域公共交通会議等での合意を得た上で更新登録申請書を提出すること。
- 3 以下の項目について変更しようとする場合は、変更登録の申請を行うこと。
 - ・ 運送の区域(減少する場合を除く。)
 - ・ 自家用有償運送の種別(交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者が、いずれかの有償運送を行わないこととする場合を除く。)
 - ・ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別
 - ・ 運送しようとする旅客の範囲(縮小する場合を除く。)
- 4 以下の項目について変更した場合は、変更の日から 30 日以内に登録事項変更届出書を提出すること。
 - ・ 登録者の名称、住所、代表者の氏名
 - ・ 自家用有償運送の種別(交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者が、いずれかの有償運送を行わないこととした場合)
 - ・ 運送の区域(減少した場合)
 - ・ 事務所の名称及び位置
 - ・ 自家用有償運送自動車の数及びその種類ごとの数
 - ・ 運送しようとする旅客の範囲(縮小した場合)
 - ・ 事業者協力型自家用有償旅客運送に係る協力事業者の氏名又は名称、住所
- 5 運営に当たっては、地方公共団体と緊密な連携をとり、運送における安全対策、事故発生時の連絡・対応及び苦情処理の対応等に対して万全を期すこと。
- 6 運転者の氏名、住所、年齢、免許の種別、交通事故及び道路交通法違反等の履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴その他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適宜運転者に対し確認を行い適切に管理すること。
- 7 毎年 5 月 31 日までに輸送実績報告書を提出すること。